



須坂市告示第 88 号

平成 24 年 3 月 30 日付け須坂市告示第 48 号において、騒音規制法第 3 条第 1 項に基づき指定した特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）備考の 1 に基づく区域の一部を変更したので、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 3 項の規定により告示し、次により一般の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 1 日

須坂市長 三木 正夫



1 縦覧場所

須坂市市民環境部生活環境課 須坂市大字須坂 1528 番地 1

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。